

## 総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量検証ガイドライン 改正概要（2024（令和6）年9月）

- 再生可能エネルギー及び非化石燃料の使用量の把握・報告を義務付けるため、第1部について、当該燃料等に関する排出活動等、燃料等使用量監視点及び燃料等使用量の検証方法の考え方を含めた内容に改正
- 再生可能エネルギー及び非化石燃料の使用量の把握・報告するために使用する特定温室効果ガス算定報告書の様式内容に合わせて、第1部第2章について、全数検証、サンプリング検証及び再検証の方法を改正
- 検証結果報告書の提出について、検証先の事業者が電気の排出量算定にメニュー別排出係数を使用している場合の対応方法を追記
- 第2部について、特定温室効果ガス算定ガイドラインの改正内容に合わせて内容に改正
- 第3計画期間から第4計画期間へ時点修正
- その他軽微な修正